

## 債権担保のためにするいわゆる代金

### 代理受領権委任契約の法律的性質

中 馬 義 直

#### 一 代理受領手続の实情

〔一〕 金銭債権（工事請負代金であることが多い）の代理受領の形式による債権担保の方法は、もとより法令によって認められたものではなく、主として金融機関が融資先に対し貸付金の回収を確保するために採用したのが慣行化したものであるが、現時においては金融機関以外の債権者もしばしばこの方式を採用することがあるようである。

代理受領の方式が金融機関筋に普及するに至った事情については概ね次のように説明されている。「そもそも、金融機関が、貸金の回収につき借主の金銭債権を物的担保とするには、債権質の設定や債権の信託的譲渡といった方法も考えられるのであるが、借主が……工事請負業者の場合、債権質の設定は、請負代金債権につき債権証書等の裏付がない関係上事実上困難であり、債権譲渡の方法も、工事の進捗に伴い、内金支払の都度債権譲渡の手続をしなければならぬ不便を伴うのみならず、上記二つの方法は、請負人の対外的信用力を低下させ、注文者に不安の念を抱かせ

債権担保のためにするいわゆる代金代理受領権委任契約の法律的性質

る弊を免れないものである。そこで、金融業者・請負人・注文者の三者とも不利益を蒙らないですむ簡便な担保設定の方法として、……請負代金の代理受領という方式が案出されたのであって、これは、既に戦時中にもその例を見ないではなかったが、戦後において急速に発展し、昭和二三、四年頃からは確実な取引界の慣習となるに至り、さらに、大蔵省理財局長昭和二五年七月五日通達は一段とこの傾向を助長した」（神戸地竜野支判昭三六・一一・六下級民集一一・一一・二六五九における原告信用金庫の主張より抄出）。論旨は大体において首肯される。なお、官公庁・公社が支払を繰延べる場合は一般商社のように手形振出を行わないから、業者はその債権を担保として融資を受ける外はないが、公社などは業者に債権譲渡や質権設定を禁止するのが通例であるため（なお、官公庁・公社ならずとも一般に第三債務者殊に大企業は質権とか譲渡担保とかを嫌うのが実情である）、代理受領の便法によらざるを得なかつたこと(1)もこの制度の普及した大きな理由のようである（以上の点につき坂部・貸付二五一―二頁、全銀協伊達業務課長の浦和地裁に対する昭和三三年九月一日付鑑定書、鈴木ほか・「銀行取引セミナー」ジュリスト二七四号一〇五頁等を参照せよ）。

右によれば、代理受領による債権担保の方法は、制定法の正式に認めるものでないとはいえ、わが国における官公庁等の執務の実情や取引界の現実によりやむをえず生み出された制度であると云えなくはないので、これに対し妥当な法的処遇を与えることは、必要でもありません。また正当でもあるというべきであろう。

## （二）金融機関が代理受領をする場合の手續は通常次のように行われる。

まず、債務者から委任状二通の提出を受ける。この委任状には、銀行の取締役または支店長何某を代理人として、借主たる請負人が第三債務者たる注文者に対して有する代金債権の受領に関する一切の権限を委任することおよびこの委任は委任者受任者双方合意の上でなければ解除または変更しないことが記載されるのが通常である。銀行によつ

てはさらに他に重ねて委任しない旨および本人みずから取立をしない旨等を記載することもある。銀行はこの二通の委任状を注文者に提出し、その一通に上記を承認する旨の奥書を受けた上保管しておき、後日これにより代金の弁済を受領することになる。なお、銀行としては、銀行がその受領した代金を貸付金の弁済期にかかわらず直ちに弁済に充当しても債務者においては異議ない旨の念証を、あらかじめ債務者から徴求しておくことが必要である(堀内ほか三名編・金融法務ハンドブック二二四頁)。

もつとも、前記「この委任は特殊のものだから双方合意の上でなければ解除または変更しない」ことだけを書き加えられた委任状の承認を受けて融資した某銀行が浦和地判昭三五・六・二三下級民集一一・六・一三六二で敗訴した(この判決は、注文者の義務負担を認める前掲全銀協筋の鑑定書を無視してなされた)ので、現在では、殆ど総ての金融機関の手續において、右の一方的解除の禁止の文言のみならず「当該受任者のみ支払われたとき」旨をも記載するようになっているのではないかと想像されるが、確言はできない。なお、銀行によっては承認すみの委任状に確定日付をとるところもある。

以上は金融機関が受領権者となる場合の実務であるが、金融機関以外が受領権者となる場合も、大体同じような手續によつていゝものと臆測される(例えば、神戸地決昭四〇・二・一九判時四〇〇号四四頁においては、受任者たる各会社は金融機関ではなく、下請負人ないし工事材料供給者のようだが、既述の完全な形式を備えた手續がとられている——「当事者双方の連署によらない限り解除しないから、受任者以外には御支払なきように」と特にことわつて承認を受けている)。しかし、場合によつては、単に「受領権を委任する」ことのみを記載してこれに承認の奥書を受けるといふ、あつさりした形式のものもあるかもしれない。

付言するに、受領権の委任は既に発生している債権について行われるのが普通であるが、将来発生することあるべき債権につきあらかじめ行われることもあるのはいうまでもない(既述)。殊に下請関係におけるものについては、将来継続的に発生すべき債権につき包括的に受領権を委任する例も少なくないようである。但し、未発生債権の受領権委任はその担保としての効力において特に劣弱であることはいうまでもない(後述参照)。

## 二 代理受領の法律的性質に関する判例・学説

〔三〕 それでは、代理受領の法律的性質はどのようなものと解すべきであろうか。

(1) 今日までの多数の判例や法務省民事局長回答はこれを単なる取立委任契約に過ぎないものと解している——すなわち、第三債務者が受任者に支払えば代理人に対する弁済としての効果を生ずる(本人に弁済したことになる)という意味しかなく、第三債務者は受任者に対してのみ支払うという義務はないし、本人即ち委任者に直接支払ってもかまわないとする。例えば、①大分地判昭三二・六・一七金法一四五・六、②東京地判昭三二・七・一二金法一四七・五、③東京地判昭三六・二・四金法二六八・五、④東京高判昭二七・一〇・三〇下級民集三・一〇・一五一、⑤前掲浦和地判昭三五・六・二三下級民集一一・六・一三六二、⑥法務省民事局長回答昭二九・一二・二五民事甲二六八二号法曹時報七巻二号一一八頁、⑦東京地判昭三六・五・六金法二七五・八、⑧東京地判昭三九・三・三〇下級民集一五・三・六八四など総てそうである(但し、①③は単なる受領権委任の契約に「承認」の奥書がなされた場合のようであり、④⑤は特に委任者・受任者が「本委任状は特殊の委任契約に基づくもので、その委任の解除は委任者受任者双方の連署を以てしなければ効力を生じないのであるから、この点……お含み置き下されたき」旨書き添えて発注者の「承認」を得た場合であり、⑥は、

商工組合中央金庫福岡支所が、大分県の某会社に発注した工事の請負代金債権を同金庫の該会社に対する転貸資金(中小企業信用保  
険付)の担保として該会社より譲り受け、その請求および受領の権限の委任を受けたとして発注者たる右県(知事)の承認を得た(但  
し、商工中金は県と右会社との間に取り交わされた請負契約書その他一件書類を徴することはしなかった)にも拘らず、工事代金は  
右会社に支払われてしまったので、右信用保険業務の管掌者たる中小企業庁長官が法務省民事局長に照会して右支払の可否の判断  
を求めたのに対し、民事局長は「提示された資料だけからは、当該契約を債権の信託的譲渡または質権の設定と認めることは困難で  
あって、工事請負金の請求及び受領の委任の契約であると認める外はない。従って、大分県が右会社に対してした支払は有効と解す  
る」と回答したものである。なお、⑦・⑧は①〜③と同じような場合ではないかと臆測されるが、はっきりしない。これらに対  
し、「委任がもつぱら受任者の利益のために締結せられたような場合……例外として委任者の解約権を、契約により  
て制限または放棄することを許すべきものと解する」とするもの(東京高判昭二一・一一・二二判例総覧民事編四〇  
頁——但し、単なる受領権委任につき承認を得る形式によつた場合なのか、それ以上の形式によつた場合なのか、不明である)や、  
これを債権質に準ずる無名契約なりとするもの(金沢地判昭二七・四・一四下級民集三・四・五〇五——委任状に格別  
の加重文言があつたか否かは不明であるが、奥書は「前記委任状を受領したる事を証明する」となっているので、①〜③に準ずる場  
合ではないかと臆測される)もあるが(その他、前掲神戸地決昭四〇・二・一九判時四〇〇号四四頁(事案は、④・⑤より  
も入念なほほ完全な形式によつた場合)も第三債務者が「承認」により義務を負うことを認める)、例外に属するという外  
はないようである。なお、前掲神戸地竜野支判(右の①〜③のような単純な承認の方式によつた場合のようである)は、これ  
を委任者と第三債務者間の受任者のためにする一種の「第三者のためにする契約」であつて、ただ民法五三七条二項  
にいう一般の場合と異り受益の意思表示が先行するに過ぎないのだとする珍しい見解を打出している。

(2) 以上に対し、金融実務家筋においては、これは単純な受領権委任ではなく、委任を承認した第三債務者は、委任者には支払わず受任者にだけ支払うという債務を負い、もしこれに反して正当な理由もなく委任者に支払ったならば、受任者に対し債務不履行の損害賠償義務を負うべきだ、とする見解が支配的であり（例えば、小山・銀行取引法入門一三九―一四〇頁、堀内・金法二四九号一頁、坂部・前掲書二五七頁）、法曹においても同様の趣旨を説くものがある（長谷部・金法二五八号一二頁、鈴木ほか・「銀行取引セミナー」ジュリスト二七四号一〇七頁以下諸家発言。なお、浅沼・金法二七六号一六頁も同旨か）。なお、我妻教授は、更に一步を進め、受任者が注文者（第三債務者）と交渉して、必ず受任者に支払う――本人たる委任者には支払わない――という注文者の了解を得ておいたら、もし注文者がこれを無視して委任者に支払ったときは、受任者は――受任者・注文者間の「了解」すなわち契約の効果として――注文者に対して損害賠償を請求しうることはもとより、注文者に対し再度受任者に支払えと請求することもできる（委任者に払ったのでは債権は消滅しないということを三者間では云える）と解すべきだ、との趣旨を説かれる（我妻・民法案内Ⅱ二三八―九頁、前掲「銀行取引セミナー」ジュリスト二七四号一〇九頁我妻発言）。

### 三 判例・学説の観察

〔四〕 前述のように見解が対立しているが、判例の通説たる単純委任契約説は、前掲①と②のような単純承認の形式によった場合については或はやむをえないとしても、④・⑤のような明白な特約付の承認の場合については、余りに形式的であって、到底事態の実相に触れ得ないのではないかと直感される。しかし、他方、これを債権質や債権譲渡（譲渡担保）と同視することは、行き過ぎであり、とくに、当該債権が譲渡を禁止されているときには不都合でもあ

るから、採ることを得ないと思われる。また、第三者のためにする契約として構成する説は、実質的にはほぼ債権譲渡と同一の効果を認めようとするもので、受任者保護には有利な巧妙な考え方であるが、やはり当事者の意思を超え且つ不自然であろう（中馬・総合判例民法の六四頁。なお、小山・前掲書一四〇頁参照）。結局、正当な見解は、どうやらこれら両極端の中間にありそうに感ぜられる。そこで、具体的にどのようなように解するのが妥当であるか、以下諸先学に示唆されつつ、やや詳細に考察してみよう。

(1) まず、受領権の委任についてわざわざ第三債務者（支払人）の承認を求めるとの意味を考えねばならない。そもそも、受領権の委任なるものは、普通には、委任者がなんらかの事情でみずから債務の弁済を受領することを得ない時にその受領方を受任者に依頼するとか、或は、自己の受領すべき債権についての管理を受任者に依頼しようとする場合とかに行われるであろうが、これら通常の場合においては、委任とか代理権の授与とかは元来委任者ないし本人の利益のためになされているのだから、委任者（本人）としては委任関係ないし代理権の存在を無視して（或は、一方的に委任を解除したり代理権を剝奪したりして）自分で弁済の受領をなすこともできるのは当然であり、他方第三債務者としても、委任者（本人）の請求があるならばこれに弁済してよいし、また弁済せねばならぬものである。すなわち、本来の意義における受領権委任は、そもそも委任者（本人）の利益のためになされるのだから、この場合委任関係ないし代理権に対する委任者（本人）の支配力は制限されることが無く、また委任の対象たる債権についての委任者の権利の行使が拘束を受けることもないのである。そして、この種の場合、委任者としては、単に受任者に委任状を手交し、受任者をしてこれを支払人（債務者）に呈示せしめればよく、委任についてわざわざ支払人の「承認」を求めるなどということは、ほとんど必要性もないし、積極的な意義もないのである。この理は、将来数次にわたり発生す

べき債権についての受領ないし管理に関し、あらかじめ一括委任する場合（これにより、その都度代理権を証明することの煩を省き得る）についても同様であろう。以上のごとく、単なる受領権委任ならば、支払人の「承認」ということは要らないはずである。それにもかかわらず、債権担保のための受領権委任の場合に限って「承認」を求めるのは、この場合受任者以外の人に払ってもらっては困るからである。「承認」とは実に「受任者にだけ支払う」ことの承認であるはずである（長谷部・前掲金法二五八号一二―三頁参照）。すなわち詳言すれば、債権担保のため受領権委任がなされた場合に、もし委任者の方で、委任関係を無視したりこれを一方的に解除（告知）したことにしたりして第三債務者から弁済を受け、もしくは、委任の目的たる債権の受領権を勝手に他の者に再委任し、或はまた、目的債権を任意に他に質入したり譲渡したりするというようなことがあるならば、受任者としては到底債権担保の意図を達し得ないのであるから、この場合、以上のような勝手な行為は委任者・受任者・第三債務者三者間においては認められず、弁済は必ず受任者にだけなされるべきであるということ、換言すれば、この場合債権担保という受任者の利益のために特に委任関係（代理関係）に対する委任者（本人）の支配力が制限され且つ委任者（本人）の債権がこの委任関係（代理関係）によって内部的に拘束されることを第三債務者に確認してもらおうというのが、この「承認」の意味であるはずである。たとい、あからさまにそうは云わなくても、理窟としてはそうならざるを得ないはずである。しかも、事実においては、担保のために受領権委任がなされるときは、常に委任契約当事者の側から第三債務者に対し事情の説明がなされるとみてよいのだから、結局、およそ受領権の委任につき支払人の「承認」が求められる場合は、それは――よほどの例外的場合を除いては――債権担保のためのものであることが明らかであり、そうである以上は、支払人としては受任者のみ支払うべき義務を契約により負う、と云い切ってよさそうである。「債権担保のため」という目的にそって

合理的な理論追究を貫くならば、以上のようにならざるを得ないと思われる。

しかし、この場合なお一考すべき点があるのではあるまいか。すなわち、代理受領なる担保方式は、支払人（第三債務者）が債権質の設定や債権譲渡を嫌うことを有力な一因として発生したという事情を考慮する必要がないか、という点である。思うに、受領権委任なる担保方式の採られるのは、事実上必ずしも第三債務者が債権質や債権譲渡を忌避する場合にのみ限られないし、また理論上もそのような場合に限る必要はないであろうが、それにしても、右の事情の存在することから推せば、第三債務者としては、「受領権委任は債権質でもなく債権譲渡でもないのだから、それは単に事実上債権担保の目的に役立てようとするに過ぎず、これが承認によって第三債務者が義務を負うはずはない。委任者・受任者間の内部関係においては、前者は後者に対し義務を負っているかもしれないが、それは第三債務者の関知するところではない。それだからこそ、受任者に払ってやることを『承認』したのだ」というふうに主張し得ないとはいえないであろう。このような考え方は、いささか自然さを欠く気味はあるけれども（けだし、「承認」という語は語義や曖昧なきらいはあるが、本来そのような無責任な内容を意味するものではなさそうである。義務を負わないという趣旨なら、第三債務者としては「承認」を求められてもこれを拒み、単に委任状を預かり置く形式をとることもできるはずであるから）、さりとて、このような考え方は絶対に背理である、とも云い切れない余地がある。そして、もしこれを背理なものときめつけて、いやしくも担保のためという意図を知りつつ受領権委任を「承認」した以上、第三債務者としては受任者にも支払うべき義務を負うべきだと割り切り、第三債務者の重い責任を認めたとしても、それは第三債務者をして——債権質や譲渡担保の設定のみならず——受領権委任による担保方式をさえも一切忌避せしめるという反作用を招き、却って委任者（中小企業者ないし零細企業者であることも少なくない）や受任者の利益に逆行する結果に堕しかね

(6) ない、ということも懸念されないではない（発注者が債権質や債権譲渡をむやみに忌避すること自体不当だが、これを一がい  
に不法とも云い切れないし、また発注者たる官公庁や大企業等の横暴を抑えようとしても、なかなか有効適切な方法を見出し得ない  
ことを考えよ）。しかも、反面、受任者の側では委任状の文言をほかして第三債務者の承認を取りつけ（けだし、委任状  
の文言があまりに強い表現であれば、第三債務者が承認を渋るだろうし、また委任者の信用を落すということもおもんばられるか  
ら）、これを楯に第三債務者を追及し、第三債務者としては意外の結果に苦しむというようなことも、絶無とは云い切  
れないことを考えると、第三債務者の責任を重からしめることが即ち当事者の実質的公平に適する所以だと一がい  
割り切ることに、難がないではない。

以上のように彼比考え合せると、結局——甚だ理論的にはすっきりしないが——担保のために単なる受領権委任が  
なされ、それが第三債務者により承認されたというだけでは、第三債務者は受任者に対し義務を負わないと解するこ  
ともやむをえないといわざるをえないであろう（前掲①③のときは、このような意味における限り、正当とせざるをえま  
い。判例は言外に前記のような配慮をめぐらしているのかもしれない。因みに、第三債務者が法的には義務を負わない場合にも、受  
任者が第三債務者の誠意に信頼して事実上担保目的を達成することは必ずしも不可能ではない）。

(2) それでは、更に、委任の承認請求書に特に、(a)「受任者にだけ支払ってくれ」とあるか、または、(b)「この委  
任は、委任者・受任者双方合意の上でなければ解除できない」と付言されていて、第三債務者がこれに対し承認を与  
えたという場合はどうか（因みに、上掲(a)は当然に(b)を含み、また(b)は必然に(a)を含むと考える。けだし、両者は実質  
的には同義の云い換えに過ぎないとみるべきだから）。

このように明瞭な特約を含む場合にも、第三債務者は受任者に支払ってやるだけであってなんらの義務をも負わず、

受任者の了解なしに受任者以外の者に支払っても毫も責任はない、というがごときは、意思表示の解釈原理を無視するものである（前掲④・⑤の判旨は不当である（もつとも、⑤には若干の特殊事情もあるが、これを過大視するのは不当であろう）。⑥も、断言はできないが、不当ではないかと思う）。しかし、これを債権質または債権譲渡とみることは——前に一言したように——当事者の意思を超えて受任者にあまりに多くを与えるものであり、一種の私的差押を認めると実質的には同じになり、殊に前者（債権質説）は物権法定主義との関係でも好ましくないであろう。結局、このような場合、三者間の合意の債権的な効果として、第三債務者は受任者にだけ支払うべき義務を負うと解するのが正当であろうと考える。もつとも、このように解するときには、第三債務者をして受任者および委任者に対する関係における限り債権質や債権譲渡の場合と同様の義務を負わしめることとなり、かくては、第三債務者はこの種の手續を甚だしく忌み嫌うこととなり、却って受任者や委任者の利益に反し、大いに実を失う結果に墮しはせぬか、との反対論が考えられるであろう。成る程それは一応もつともなようだが、かかる政策的な考慮によって、明々白々たる法律解釈の正道をまげ、背信行為に力を藉すがごときは、余りにも低劣な現実主義といふべく、まさに末を求めて本を失うものである（<sup>71</sup>）。

それでは、この場合の法律関係は具体的には、どのようになるべきか、以下少しく詳説しよう。

(I) 契約当事者たる三者の意図は正に債権を担保することにあるのだから、委任者は委任の目的債権につきこれを消滅させるような行為をしない債務を負担するものと解すべきである。従って、

(イ) 委任者はみずから支払を受けてはならない。もし反すれば受任者に対する債務不履行となる。但し、これに基く損害賠償責任は委任者が受任者に対する被担保債務を履行しないときに現実に発生するとみるべきだから、この賠償責任は被担保債務の不履行の責任に吸収されるとみてよいであろう（従って、右違反による賠償責任といっても、独立

の意義はない)。

委任者は目的債権を受任者以外の者に譲渡したり質入したり、或はその受領権をこれらの者に再委任したりしてはならない。もし反すれば、右と同様になる。

なお、以上のように委任者が受任者を出し抜いたり債権の不当処分をしたりしたときは、委任者は受任者の担保を毀滅したものととして被担保債務につき期限の利益を失う(民法一三七条二号準用。なお、受領権を再委任した場合は、それだけで直ちに担保の毀滅となると云いうるか、やや疑問もあるが、これを肯定してよいであろう)。

(ロ) 委任者は目的債権を免除し、更改し、またはこれを自己の第三債務者に対する債務と相殺してはならない。そして、委任者がこれらの処分をしたとしても、第三債務者はこれによる目的債権の消滅を以て受任者に対抗することをえない。ただし、第三債務者は、契約当事者として委任者の右不作為義務の存在を知っているのだから(なお、第三債務者は更改についてはみずからまた不作為義務を負うべきこと後述の通り)。

(Ⅱ) 委任者は受任者に対し一方的に委任契約を解除(告知)することを得ない(民法六五一条二項のように解しては、この種契約の目的に副わない)。なお、蛇足ながら、このような一方的解除(告知)が第三債務者に対する関係では有効であるなどということはありえない。ただし、第三債務者は、かかる一方的解除(告知)はなしえないとの委任者・受任者間の合意に対し承認を与えた者なのだから。

(Ⅲ) このような特約付の受領権委任を承認した第三債務者はその支払を必ず受任者に対してせねばならない——受任者の同意のない限りは、直接に委任者本人に支払ったり、委任者から受領権の再委任を受けた者に支払ったりしてはならない。これは承認者たる第三債務者が受任者に対して直接に負う債務であるから、もし違反すれば、その支払

は委任者または再委任者に対する関係では有効だが(因みに、再委任者に対する支払がすなわち委任者に対する支払となることもいうまでもあるまい)、受任者に対しては債務不履行による損害賠償責任を負うか、一度払いをするかしなければならぬ(もつとも、当該債権の善意の譲受人や質権主に対しては、第三債務者も受任者も、既に委任関係が存在するというのもって対抗することはできないので、これらの者に対する第三債務者の支払は受任者に対する債務不履行とはならない、と解する。後述参照)。

第三債務者はまた、債権担保という委任者・受任者の意図を知った上でこれに協力する立場にある者なのだから、委任の目的債権につき正当な理由もなしにこれを消滅せしめるような処分をなさない債務を負うと解すべきである。従って、委任者との合意で委任の目的たる債務を更改してはならず、もしこれをして受任者に対抗しえない。但し、相殺処分はとくにこれをなし得ると解すべきこと後述の通り。

(Ⅳ) 受任者は所詮その名のごとく受領権の受任者(正確には、委任者の債権の受領方を委任され、これに伴い受領についての代理権を与えられた者)に過ぎない。すなわち、本来の債権者たる委任者が依然として債権者であることに変りはなく、ただその受領の権限が三者間の特約により内部的に制約されているに過ぎず、この制約は右三者以外の者には原則として対抗し得ない。従って、

(イ) 委任者の債権者がこの債権を差押えた場合、受任者はこれに対し取立権の存在することをもって対抗し得ない(小山・前掲書一四〇頁)。また、第三債務者も右委任契約の存在することをもって右差押債権者に対抗し得ない<sup>(10)</sup>。

(ロ) 委任者は、受領権委任の存する債権を受任者以外の者に譲渡したり質入れしたりしてはならないことは既述の通りだが、もし委任者が敢えて約旨に反してこれを善意の第三者に譲渡したり質入れしたりすれば、その処分は有効

である（民法四六六条二項参照）。そして、このような譲受人や質権者は、民法四六七条や同三六四条の對抗要件を備える限り、受任者や第三債務者に対し質権もしくは債権の取得をもって對抗しうる（優先的地位を主張しうる）。

因みに、委任者が右のような処分をなすことが、受任者に対する義務違反となり、制裁を伴い得るということは前述した。

(イ) 第三債務者は当該債権につき委任者に対して有する抗弁をもって受任者に対抗しうる（堀内・前掲金法二四九号二頁）。

当該債権が請負工事の未発生の代金債権であるような場合に、委任者（受注者）に法定もしくは請負契約所定の事実があるときは第三債務者（発注者）はこれを理由に請負契約を解除し、その結果当該債権が不発生もしくは一部不発生に終わったということをもって受任者に対抗することができ（小山・前掲書一四一頁も同旨か）。なお、委任者（工事請負人）が中途より工事遂行不能に陥り、その他なんらかやむをえない事情によって、工事を他人に引継いで貫ったときは、引継後の工事代金債権は原則として受任者の拘束より脱するとせざるを得ない<sup>(11)</sup>（ほほこの実例に当ると見得るもの

―前掲神戸地竜野支判昭三六・一一・六）。

(ニ) 第三債務者は自己の委任者に対して有する反対債権をもって委任者の債権を相殺し、これをもって受任者に対抗しうるか。これは場合によっては微妙な問題になりそうだが、反対の特約のない限りこれを肯定してよいと解したい。けだし、第三債務者の立場から云えば、本来自己と法的に無関係な者（受任者）に対し自己の重要な利益たる相殺権を犠牲にしてまで敢えて拘束を受くべきことを約する者はいないはずだから、この前提は受任者や委任者としても認めてかかるべきが相当であろうが故に（右述<sup>(イ)</sup>に準ずる関係とみてよいであろう。質権が設定された場合に質入債権の

相殺を以て質権者に対抗し得ないのと異なる点である。因みに前掲堀内・金法二四九号二頁も相殺は可能とする。

付言するに、前掲大分地判昭三二・六・一七は、承認をした第三債務者たるY村が、受領権委任に係る工事代金の一部を委任者に支払い、残部についてはYと委任者および委任者の債権者で且つYの債務者である者との三者間の話し合いによって債権債務を一挙に消滅せしめ、これにより委任の対象たる債権がもはや存在しないことをもって、受任者Xに抗弁した事件であるが、右の話し合いによる債権債務の一挙消滅処分部分は、別段の事情のない限り——右の相殺に準ずるものとして——これを有効に受任者に対抗しうるものと認めることもやむをえないであろう（我妻・新訂債権総論三五四頁もこのような相殺契約を一般的に有効なものと認める）。もっとも、この事件の場合、単純な受領権委任を承認する形式によつたものようだが、第三債務者に重い義務を課する文言の付されている場合においても——やや微妙ではあるが——右の理にかわりはないものと思考する。

(ホ) 受任者は受領した金員を自己の債権の優先弁済に充てることはできない（しかし、事実上は優先充当しうることも多いであろう）。

(ハ) このような受領権の委任は委任者の破産によつて終了する（民法六五三条）と解すべきであろうが、もしそうでないとしても、受任者は破産手続における別除権者（破産法九二条）にはなりえないこともちろんであろう。また、受任者は会社更生手続においても優先的地位を認められないこと、いうまでもあるまい。

#### 四 結 び

〔五〕 以上を要するに、債権担保のためにする受領権委任の法的効果の判断については、大筋としては、目的解

釈によって、委任を承認した第三債務者の責任を重くする方向をとるべきだが、具体的には、その委任につき第二債務者の承認を受ける形式が単純な場合と、「受任者にのみ支払われるべきこと」その他これに準ずる特約を付加して承認を受ける場合とに二分し、前者においては第三債務者の義務負担を認めず、後者においては委任者・受任者・第三債務者三者間の内部関係に関する限り、ほぼ債権の質入や債権譲渡のなされた場合に準ずる効果を認めることが穏当であることを論じた。前者における解釈は、理論的にはすっきりしないきらいはあるが、当事者の意思がやや曖昧なため、なお委任ないし代理の法律効果の原則論に拘束せられざるをえない余地の存し得ること、および、現実的には、たといこの種の場合にもなお第三債務者に義務を課すべしとしたところで、却って事実上委任者（経済的弱者なること多し）ないし受任者の保護の本旨に逆行する結果に立至るおそれがありはせぬかということなどの考慮に基くものである。また、後者における解釈は、三者間に明示の意思表示ある以上もはや政策的配慮をいれる余地はなく、意思解釈のおもむくところ第三債務者の責任回避は許されぬとするものである。このように解するときは、場合により第三債務者に比較的重い責任を課することになるわけだが、それは第三債務者があえて「承認」したものであるし、また第三債務者として当然の注意を怠らない限り危険はないのだから、決して不当とはいえないであろう。もし、第三債務者として責任を負いたくなければ、委任者・受任者と折衝してそれにふさわしい方式をとるべきなのである。思うに、元来、第三債務者としてむやみに債権譲渡や質権設定を忌避すること自体甚だ首肯できないのであるが、それはまだしも、重い義務負担を認めるような趣旨の委任状をよい加減に承認して受任者を信頼せしめておきながら、にも拘らず不注意な事務処理をして、いざ問題の起ったときはもっぱら責任の回避をはかるというがごときは、言語道断といわざるをえないであろう。<sup>(12)</sup> また反面、与信者（受任者）としても、この担保方式が、委任者ないし第三債務者の不注意

や背信行為により、委任者の債権者の権利行使により、また委任者の破産等により、容易にその実効を損われるという弱点を含むものであること、その他この方式の持つ限界を明確に認識し、その活用のもとこれに期待すべき限度とをあやまらないよう心がけるべきであろう。

(付 記)

〔その一〕 最判昭二九・四・二民集八・四・七四五は、弁済を受けるため債務者からその債権の取立の委任を受けていた債権者がさらに当該債権の譲渡を受けた場合、詐害行為となることがあり得るとする。判旨は、一見実質的に不都合なような気もするし、また事案の実情をもっと精査しなければその当否を速断できないようにも思われるが、取立委任は債権譲渡のようにこれを受ける者に優先的な地位を取得せしめるものでないこと既述の通りである以上、特別の事情なき限り判旨は正当であるとせざるを得ないであろう（「銀行取引セミナー」ジュリスト二七四号一〇九頁加藤・鈴木・竹内・堀内発言も同旨。但し、板木・民商三一巻三号三三頁判批は判旨に反対される）。

〔その二〕 前掲神戸地決昭四〇・二・一九（その批評は藤江・金法四一二号一七頁）は、更生手続開始申立後その開始決定前に更生債権者がその債権の満足を確保する目的とした更生会社の有する工事代金債権についての代理受領委任の契約は会社更生法七八条一項二号によりこれを否認することができるとする。注目すべきものである。

〔その三〕 第三債務者Yが勝手に委任者に支払ってしまったため、本文に述べた見地からすれば受任者Xは当然Yに対し債務不履行による損害賠償を請求し得るという場合に、もしXがこの請求をせずに不法行為に基く損害賠償を訴求したならば、裁判所としては、Xが訴訟物を間違えた以上これを棄却する外ないのか。それとも、訴訟物は一個に過ぎないのであるから、Xが事実上債務不履行としての構成要件をも充たすような主張をしていると認め

られるならば、請求を認容して、Yに（債務不履行による）損害賠償を命ずることができるのであるか。むずかしい問題であるが、後者を肯定すべきではあるまいか（前掲東京地判昭三九・三・三〇の場合に、もし嚴重な方式による受領権委任の承認がなされたのであるならば、以上のようなことも問題になり得るであろう）。

(1) 代理受領による担保方式は、制定法の正式に認めるものではなく、その法律構成は所詮不明確を免れないので、なしうればやむをえない場合に限り用いることが望ましい。しかし、そうだからといって、この方式は担保とすべき債権の譲渡または質入の禁止の存する場合のほか認められないとするのは行き過ぎであろう。なお、代理受領の目的債権は、必ずしも工事請負代金債権に限るを要しないことも、もちろんである。

(2) 「受領権の委任」は、厳密には、委任者が受任者に代金の受領方を委任するとともに、その委任事務処理に必要な代理権を授与するものというべきだろうが、用語にこだわる必要はないであろうから、ここでは取引界一般の用語法に従っておく。

(3) もっとも、③の判例は、単純な形式による委任の承認の場合と、「受任者にだけ支払ってくれ」という趣旨を含む委任の承認の場合とを分けて、後者の場合には第三債務者に重い義務を認めようとするもののようなのだが、その見解はなお具体的に明示されていない。

(4) これら金融実務家ないし法曹の見解は、すべて本文前掲④・⑤のような厳密な形式による承認の場合を前提とするものようであるが、中には前提が明確を欠く気味のものもないではない。

(5) 民法六五一条・一一一条二項。なお、我妻・新訂民法総則三六〇―一頁、我妻―有泉―遠藤・民法総則（判例コメント）二〇〇―一頁参照。

(6) けだし、受領権委任による担保方式が強者たる第三債務者により忌避されるならば、受信者（委任者）としては現実的に可能な債務担保の方法を失うこととなり、そのために融資を受けにくくなることも多いであろうし、また与信者（受信者）としても受領権委任という担保方式を単なる事実上の効果を期待し得るに過ぎないものとしてさえも有し得ないこととなり、従ってその債権の弁済確保の途を狭められることになるからである。

(7) 第三債務者が承認により義務を負うことに対しては、なお三個の観点からして反対が存しうるかもしれない。(1)その一

つは、本来受任者とはなんら法的關係に立たない第三債務者にこのような義務を負わせるのは不当であり、また第三債務者に事実そのような義務負担の意思があるはずはないという反対であろう。しかし、第三債務者は委任者を通じて受任者から経済的な利益を受けていると考えてよいのだから、これに基いて自主的に受任者に対しこの程度の付随的な法的義務を負うことは不当でないであろうし、またこの種の承認の存する場合にもなおかつ第三債務者に義務負担の意志がないとみることは、法律行為の外観のもつ意義を全く無視するあやまった解釈態度といふべきであろう。(2)つぎに想像されるのは、承認者は国ないし公社や地方公共団体であることが多いので、これらの者に承認により結局重い責任を負わせることは、国や公共団体の財政の堅実性を害することになり不都合ではないかという考え方に立つ反対である。しかし、これも正当とは云えまい。けだし、第一に、公法人と然らざる者との間において一般的にその財政ないし財産に対する尊重の度合に差別を設けること自体、原理的に首肯できないものであるし、第二に、現実的にみても、この場合公法人が承認により義務を負担するといったところで、それは従来とは別異の新たな義務を負うというようなものではなく、単に従来の債務の履行にあたり制約を伴わしむべきことを承認するに止まるのであって、その事務当局者が法人の従来債務の履行にあたり、その職務上当然の注意を怠らない限り、なんら事故の起りようは性質のものなだけである。そして、たといかかる義務負担を回避したところで、もし当該公法人の債務が差押えられたような場合、やはりそれによって公法人が重い義務を負わしめられることを免れえないことをも考え合わせるべきであろう。(3)最後に——右(2)と関連することであるが——公社の場合は一応おくとしても、本来取引的行為になじまない国や地方公共団体が、その性格上、進んでこの種の——義務負担を結果するような——承認行為をそもそもなしうるものなのかという疑問が起りうるかもしれない。しかし、かかる承認はまさしく取引的行為に関連してなされ、実質的には無原因でないのだから、営利法人の場合と同様にこれをなしうると解してよいであろう。ただ、国や公共団体の性格・機構からして、その代表機関がかかる承認行為をなすことについて、なおなんらかのコントロールを要しないかとの一抹の疑問も残るが、この承認行為の及ぼす効果が既述のような意味のものに過ぎない以上、規制を要しないと割切るのが相当であろう。

以上要するに、第三債務者が承認により義務を負うことを否定すべき理由はないように思われる。前掲大分地判昭三二債権担保のためにするいわゆる代金代理受領権委任契約の法律的性質

・六・一七の事件で、被告たる村が、承認者たる村が工事代金を直接受任者たる原告銀行に支払わねばならぬとすることは地方自治法九六条一項八号(昭三八法九九改正前)に違反すると抗弁したときも、相当といえないであろう。

(8) 長谷部・金法二五八号一三頁、堀内・金法二四九号二頁。なお、この賠償責任は委任者が受任者に対し被担保債務を履行しなかったときに現実に発生するとすべきであろう。因みに、前掲伊達鑑定書は、第三債務者が直接委任者に弁済しない義務を受任者に対し負うことその他を慣習により根拠づけたが、長谷部・上掲は、そうするよりもこれを当事者の意思表示自体から基礎づける方がよいという。後説に賛成したい。

(9) 我妻・前掲。

なお、二度払いを要する理由は——第三債務者は委任者に対するその本来の債務を受任者を通じてのみ履行すべき相対的な債務を特約によって受任者に対し負っている、云い換えれば、第三債務者の受任者に対する関係では、第三債務者が委任者に対し直接に支払う途はとぎされている、即ちそのような支払は存在を認められない。従って、もし第三債務者がこれを無視して直接委任者に支払っても、受任者が特約に基づき代理して受領をなしうる相対的な債権はなお消滅していない、と解すべきであるから、やや伝統的理論に反し極端なようだが、債権の担保という目的の見地を合理的につきつめると、ここまで到達し得ると考える。

(10) 所論のような受領権委任のなされた債権を一種の譲渡禁止債権とみても、これに対する差押や移付命令は可能と考える——中馬・契約法大系V四一—二頁、我妻・新訂債権総論「七三四」参照。

(11) この類の不確実性は、単に代理受領による場合に限らず、未発生の債権を担保に徴する場合につき一般に伴う弱点なのである。未発生の債権を担保に徴することは概して好ましくはないが、そうせざるを得ない場合もあり得る。

(12) 谷川・商品の売買二三七頁以下は、売掛代金受領権限の委任の場合につき、委任者・受任者間の権利義務関係を委任契約書に詳記し、第三債務者をしてかかる契約条件に従って支払をなすべきことを承諾せしめる、という手続によることを提案している。もしこのようになし得るならば、もちろんこれに越したことはないであろう。

(昭四〇・九・二〇稿)